



山形県公報

平成28年12月16日(金)
第2806号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……1307
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……1308
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(同) ……1309
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1310
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……1311
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……1312

公安委員会関係

規 則

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………1317

選挙管理委員会関係

告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………1318
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………1319

公 告

- 平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……同

告 示

山形県告示第1015号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.30%」を「年1.27%」に、「年0.85%」を「年0.87%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年11月24日から適用する。
- 平成28年11月24日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1016号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.30パーセント」を「年1.27パーセント」に、「年1.10パーセント」を「年1.07パーセント」に、「年0.85パーセント」を「年0.87パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年11月24日から適用する。
- 平成28年11月24日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第1017号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 正 清	西村山郡大江町大字十八才甲227番地
同	明 石 永 七	同 左沢478番地
同	阿 部 喜 一	同 月布218番地
同	佐 藤 乾 三	同 本郷乙33番地
同	渡 邊 善 彦	同 左沢296番地
同	伊 藤 晃	同 小見239番地
同	菊 地 良 男	同 三郷乙754番地
監 事	渡 邊 厚	同 塩の平95番地
同	最 上 裕 一	同 荻野164番地

山形県告示第1018号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大江町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	鈴木 正 清	西村山郡大江町大字十八才甲227番地
同	明 石 永 七	同 左沢478番地
同	阿 部 喜 一	同 月布218番地
同	伊 藤 晃	同 小見239番地
同	高 取 喜 久 夫	同 本郷丙382番地
同	菊 地 慎 也	同 三郷乙570番地の2
同	鈴木 利 幸	同 本郷己100番地
監 事	渡 邊 厚	同 塩の平95番地
同	最 上 啓	同 荻野80番地

山形県告示第1019号

村山市西部土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成28年12月7日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 縦覧に供する場所
村山市役所
- 縦覧に供する期間
平成28年12月26日から平成29年1月30日まで
- その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 真室川鮭川線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字川ノ内字下川原2250番2から		旧	43.0メートル	315メートル
同	新町字上荒川152番16まで		7.0	
同	上	新	43.0メートル	同上
			7.0	
同	上		50.0メートル	304メートル
			12.0	

山形県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 瀬見新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市金沢字梨ノ木2246番3から		旧	13.0メートル	53メートル
同	2248番1まで		12.0	
同	上	新	14.5メートル	同上
			13.0	

山形県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字下川原2250番2から
同 新町字上荒川152番16まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月17日

山形県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 瀬見新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市金沢字梨ノ木2246番3から
同 2250番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月16日

山形県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市一霞字松之本95番19から 同 まで	旧	15.2メートル } 8.2	メートル 143
鶴岡市一霞字松之本95番1から 同 95番2まで	新	74.8メートル } 8.2	同 上

山形県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月16日から平成29年1月4日まで縦覧に供する。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 余目温海線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市一霞字松之本95番1から
同 95番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月21日

山形県告示第1026号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
山形市
- 2 事業の種類
山形市立南山形小学校敷地保全事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 山形市大字松原字東河原地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
山形市立南山形小学校敷地保全事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である山形市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

山形市立南山形小学校（以下「南山形小学校」という。）は、起業者が設置する小学校であるが、これまで学校施設としてだけでなく、地区の球技大会等の各種スポーツ大会や敬老会等の記念行事で使用しており、また、災害発生時における避難場所としても指定されていることなどから、南山形地区の住民（以下「地区住民」という。）にとって必要不可欠な施設である。

本件事業は、南山形小学校の屋外運動場及び通学用通路敷地を保全するための事業であり、起業地は現在借受けているが、借受けに係る契約期間が満了し、期間の更新がなされない場合は、屋外運動場及び通学用通路敷地の一部が使えなくなるため、円滑な学校運営や地区住民の活動等に大きく支障をきたすこととなる。

本件事業の施行により、学校施設としての本来の機能だけでなく、南山形地区における各種記念行事等の開催場所としての機能や、災害発生時における避難場所としての機能など、地区住民にとって重要な機能が将来にわたり安定的に確保されることになるものと認められる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、既設の屋外運動場及び通学用通路敷地を保全するための事業であり、新たな屋外運動場及び通学用通路の建設のための工事等は行われぬ。

よって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

ハ 事業計画の合理性について

本件事業は、既設の屋外運動場及び通学用通路敷地を保全するための事業であり、既設の屋外運動場及び通学用通路を利用し、新たな屋外運動場及び通学用通路の建設を必要としない本件事業の事業計画は、土地利用上の新たな制約が生じないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面等から総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、南山形小学校は、学校施設としてだけでなく、南山形地区における各種スポーツ大会や記念行事等で使用しており、また、災害発生時には応急的な避難場所となるなど、地区住民のために必要不可欠な施設であり、その機能を存続させる必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市財政部管財課

山形県告示第1027号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中	「			を
	”	神田支店	東京都新宿区西新宿7 丁目21番3号	

〃	神田支店	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号	〃	〃
	東北労働金庫 青森支店	青森市本町三丁目3番11号	〃	〃
〃	弘前支店	弘前市大字萱町44番地1	〃	〃
〃	八戸支店	八戸市沼館一丁目6番1号	〃	〃
〃	黒石支店	黒石市大字内町62番地17	〃	〃
〃	五所川原支店	五所川原市柏原町32番地1	〃	〃
〃	十和田支店	十和田市稲生町11番20号	〃	〃
〃	むつ支店	むつ市金谷一丁目5番24号	〃	〃
〃	盛岡支店	盛岡市長田町6番7号	〃	〃
〃	盛岡北支店	〃 月が丘一丁目1番7号	〃	〃
〃	宮古支店	宮古市栄町1番30号	〃	〃
〃	大船渡支店	大船渡市盛町字内の目6番地11	〃	〃
〃	花巻支店	花巻市大通り一丁目9番25号	〃	〃
〃	北上支店	北上市大通り四丁目1番25号	〃	〃
〃	久慈支店	久慈市新中の橋第37地割60番地2	〃	〃
〃	遠野支店	遠野市中央通り4番3号	〃	〃

〃	一関支店	一関市南靈籬90番1	〃	〃
〃	千厩支店	〃 千厩町千厩字館山6番34号	〃	〃
〃	高田支店	陸前高田市高田町字鳴石34番1	〃	〃
〃	釜石支店	釜石市中妻町二丁目1番7号	〃	〃
〃	二戸支店	二戸市石切所字川原60番2	〃	〃
〃	奥州支店	奥州市水沢区佐倉河字後樋78番2	〃	〃
〃	沼宮内支店	岩手郡岩手町大字江刈内第6地割8番地3	〃	〃
〃	本店営業部	仙台市青葉区北目町1番15号	〃	〃
〃	仙台北支店	〃 〃 柏木一丁目2番45号	〃	〃
〃	仙台東支店	〃 宮城野区五輪二丁目13番5号	〃	〃
〃	長町支店	〃 太白区あすと長町三丁目3番46号	〃	〃
〃	石巻支店	石巻市穀町16番6号	〃	〃
〃	新塩釜支店	塩竈市港町一丁目1番16号	〃	〃
〃	気仙沼支店	気仙沼市本郷10番6号	〃	〃
〃	白石支店	白石市字兎作3番地の3	〃	〃
〃	岩沼支店	岩沼市末広二丁目4番15号	〃	〃

〃	迫支店	登米市迫町佐沼字天神前81番地の14	〃	〃
〃	築館支店	栗原市築館伊豆二丁目13番24号	〃	〃
〃	古川支店	大崎市古川駅前大通二丁目4番13号	〃	〃
〃	大河原支店	柴田郡大河原町大谷字未広132番地の7	〃	〃
〃	秋田支店	秋田市山王四丁目4番13号	〃	〃
〃	土崎支店	〃 土崎港中央三丁目12番7号	〃	〃
〃	能代支店	能代市万町9番25号	〃	〃
〃	横手支店	横手市梅の木町17番7号	〃	〃
〃	大館支店	大館市桂城8番地14	〃	〃
〃	湯沢支店	湯沢市宇小豆田133番地15	〃	〃
〃	鹿角支店	鹿角市花輪字小深田278番地3	〃	〃
〃	本荘支店	由利本荘市瓦谷地1番地2	〃	〃
〃	大曲支店	大仙市大曲金谷町5番20号	〃	〃
〃	鷹巣支店	北秋田市旭町4番33号	〃	〃
〃	角館支店	仙北市角館町水ノ目沢91番地1	〃	〃
〃	福島支店	福島市仲間町4番8号	〃	〃

に改める。

”	若松支店	会津若松市千石町9番34号	”	”
”	郡山支店	郡山市虎丸町1番27号	”	”
”	郡山東支店	” 水門町53番地の1	”	”
”	平支店	いわき市平字堂ノ前22番地	”	”
”	富岡支店	”	”	”
”	小名浜支店	” 小名浜字道珍59番地の14	”	”
”	勿来支店	” 錦町中央二丁目8番地の12	”	”
”	白河支店	白河市昭和町3番地	”	”
”	須賀川支店	須賀川市弘法垣31番地2	”	”
”	喜多方支店	喜多方市字西四ツ谷69番地	”	”
”	相馬支店	相馬市中村字桜ヶ丘85番地の2	”	”
”	二本松支店	二本松市向原256番地10	”	”
”	原町支店	南相馬市原町区錦町一丁目68番地の1	”	”
”	保原支店	伊達市保原町字宮下157番地7	”	”
”	田島支店	南会津郡南会津町田島字本町甲3845番地1	”	”
”	石川支店	石川郡石川町字当町50番地の12	”	”

附 則

この規程は、平成29年1月4日から施行する。

公安委員会関係

規 則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月16日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の施行に関する規則（昭和60年3月県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改める。

第8条の見出し中「活動区域等」を「少年指導委員の活動区域」に改め、同条第1項中「が定める」を「（以下「公安委員会」という。）が定める」に改める。

第9条の見出し中「弁明」を「少年指導委員の弁明」に改める。

第9条の2の見出しを「（少年指導委員の身分証明書）」に改める。

第9条の3の見出しを「（少年指導委員の立入り）」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（風俗環境保全協議会委員の委嘱）

第9条の4 施行規則第110条の規定により公安委員会が委嘱する風俗環境保全協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）第12条の2の規定により風俗環境保全協議会を置く地域（以下「設置地域」という。）を管轄する警察署長
 - （2）設置地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者で公安委員会が適任と認めるもの
 - （3）設置地域を活動区域とする少年指導委員、設置地域の地域住民その他関係者で公安委員会が適任と認めるもの
- 2 協議会委員の委嘱人数は、おおむね10人程度とする。
 - 3 第1項第2号に掲げる協議会委員及び同項第3号に掲げる協議会委員の人数は、おおむね同数とする。
 - 4 協議会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 協議会委員は、再任されることを妨げない。
 - 6 協議会委員（第1項第1号に掲げる協議会委員を除く。）の委嘱は、様式第13号の5の委嘱状を交付して行うものとする。

（風俗環境保全協議会委員の解職）

第9条の5 公安委員会は、協議会委員にふさわしくない非行があると認められるときその他特別の理由があるときは、当該協議会委員を解職することができる。

- 2 協議会委員は、廃業、離職等により設置地域の風俗環境に関係しないこととなったときは、辞職を申し出ることができる。
- 3 協議会委員の解職は、様式第13号の6の解職通知書を交付して行うものとする。

様式第13号の4の次に次の2様式を加える。

様式第13号の5（第9条の4関係）

委 嘱 状

殿

あなたを 風俗環境保全協議会の委員に委嘱します。

委嘱期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第13号の6（第9条の5関係）

解 職 通 知 書

殿

風俗環境保全協議会の委員を解職します。

年 月 日

山形県公安委員会 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月16日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,981人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 218,631人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	69,750人	村山市	7,240人	西村山郡	11,743人
米沢市	23,322人	長井市	7,792人	最上郡	11,923人
鶴岡市	36,888人	天童市	17,308人	東置賜郡	11,291人
酒田市・ 飽海郡	34,368人	東根市	13,129人	西置賜郡	8,537人
新庄市	10,274人	尾花沢市・ 北村山郡	7,068人	東田川郡	8,378人
寒河江市	11,624人	南陽市	9,126人		
上山市	9,133人	東村山郡	7,461人		

山形県選挙管理委員会告示第69号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成28年12月16日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

「酒田市東禅寺コミュニティ防災センター」を「酒田市松原コミュニティ防災センター」に、
「尾花沢市 尾花沢市文化体育施設」を「尾花沢市 尾花沢市文化体育施設」に改める。
「 尾花沢市共同福祉施設」

公 告

平成29年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成28年12月16日

山形県教育委員会
教育長 廣瀬 渉

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	募集定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	9名

（注）入学志願に係る詳細については、別記「平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

別記

平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成29年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上

の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成29年1月4日（水）から同月13日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成28年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接（プレゼンテーションを含む）により行う。

(1) 期 日 平成29年1月21日（土）

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文（50分）

ロ 面接（15分程度）

6 合格発表

平成29年1月25日（水）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。